

竹原市第5期障害福祉計画 及び 第1期障害児福祉計画



竹原市障害者自立支援協議会
マスコットキャラクター
かぐやパンダ

平成30年3月
竹原市

ごあいさつ

近年、国においては、障害者差別解消法の施行をはじめ、障害者雇用促進法の改正、成年後見制度利用促進法の施行、発達障害者支援法の改正が行われる等、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した障害福祉制度へと変化しております。



本市においては、平成27年3月に、障害のある人の生活全般に関する施策や今後の方向性を示した「竹原市障害者計画」と障害福祉サービスごとの具体的な数値目標や見込み量等を定めた「竹原市第4期障害福祉計画」の両計画を一体化して策定することで、国の制度改正に対応し、福祉施設入所者について入所者自身の意思を尊重しながら、地域で生活できる人の地域移行支援や障害のある人の雇用が一層促進されるよう、企業に対しての啓発等を進め、サービス提供事業者や関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの提供や相談体制の確保に取り組んでまいりました。

平成30年4月からは、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、新たな障害福祉サービスの創設や各種サービスの対象範囲の拡大等、生活と就労に対する支援の一層の充実を図るほか、障害のある高齢者の介護保険サービスへの円滑な利用促進を図るための見直しが行われ、さらに、医療的ケアを含めた障害のある児童への支援の拡充が予定されています。

こうした状況やこれまでの成果を踏まえ、計画期間の満了を迎えた「第4期障害福祉計画」を見直すとともに制度改正に対応し、「竹原市第5期障害福祉計画」と児童福祉法の改正に伴い新たに策定する「竹原市第1期障害児福祉計画」の両計画を一体的に策定し、障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供するための支援体制の強化等に取り組んでまいります。

障害のある人もない人も安心して暮らし、住み慣れた竹原市で自立した生活を送るためには、障害のある人への理解や相互に支えあう地域の取り組みが必要です。

そのためには、竹原市障害者自立支援協議会を中核として、保健・医療・福祉・教育・就労などといった関係機関・団体の皆様と連携しながら、計画を推進できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のより一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定に当たり、御協力をいただきました竹原市障害者自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメント等に貴重な御意見をいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げます。

平成30年（2018年）3月

竹原市長 今 榮 敏 彦

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の策定体制	5
第2章 障害のある人を取り巻く状況	6
第1節 本計画の対象となる人の状況	6
第2節 アンケート調査からみえる状況	11
第3章 計画の基本的な考え方	28
第1節 計画の基本理念	28
第2節 国の基本的理念・方針等	29
第3節 制度変更の概要	30
第4節 重点目標	31
第4章 障害福祉サービス等	35
第1節 サービス提供にあたっての重点的な取組	35
第2節 障害福祉サービス等の内容とサービス量の見込み	39
第3節 地域生活支援事業の内容とサービス量の見込み	43
第5章 計画の推進体制	47
第1節 PDCAサイクルの推進	47
第2節 当事者参画の推進	48
第3節 計画の普及・啓発	48
第4節 計画の進行管理と評価	48
資料編	49
策定の経過	49
竹原市障害者自立支援協議会設置要綱	50
竹原市障害者自立支援協議会委員名簿	52

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国では、平成26年2月19日に「障害者の権利に関する条約」が発効となりました。条約の批准に向けては国内法の整備が進められ、平成23年8月に改正された「障害者基本法」では障害者の定義を見直したほか、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念が掲げられました。平成30年4月に施行となる「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られます。

「竹原市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（以下「本計画」という。）」は、これらの法制度の変更を踏まえながら、平成29年度までを計画期間とする「竹原市第4期障害福祉計画」の次期計画として、また、児童福祉法に基づく18歳未満の障害のある人（以下「障害のある児童」という。）へのサービスの提供体制を計画的に確保するための新たな計画として策定しました。

第2節 計画の性格

（1） 計画の対象

本計画の対象範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）及び難病患者等であって、その他心身の機能に障害がある人及び障害や社会的障壁により継続的に、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

（2） 計画の期間

本計画の計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
竹原市障害者計画	前計画	現行計画						次期計画		
竹原市障害福祉計画	第3期	第4期			第5期(本計画)			第6期		
竹原市障害児福祉計画					第1期(本計画)			第2期		

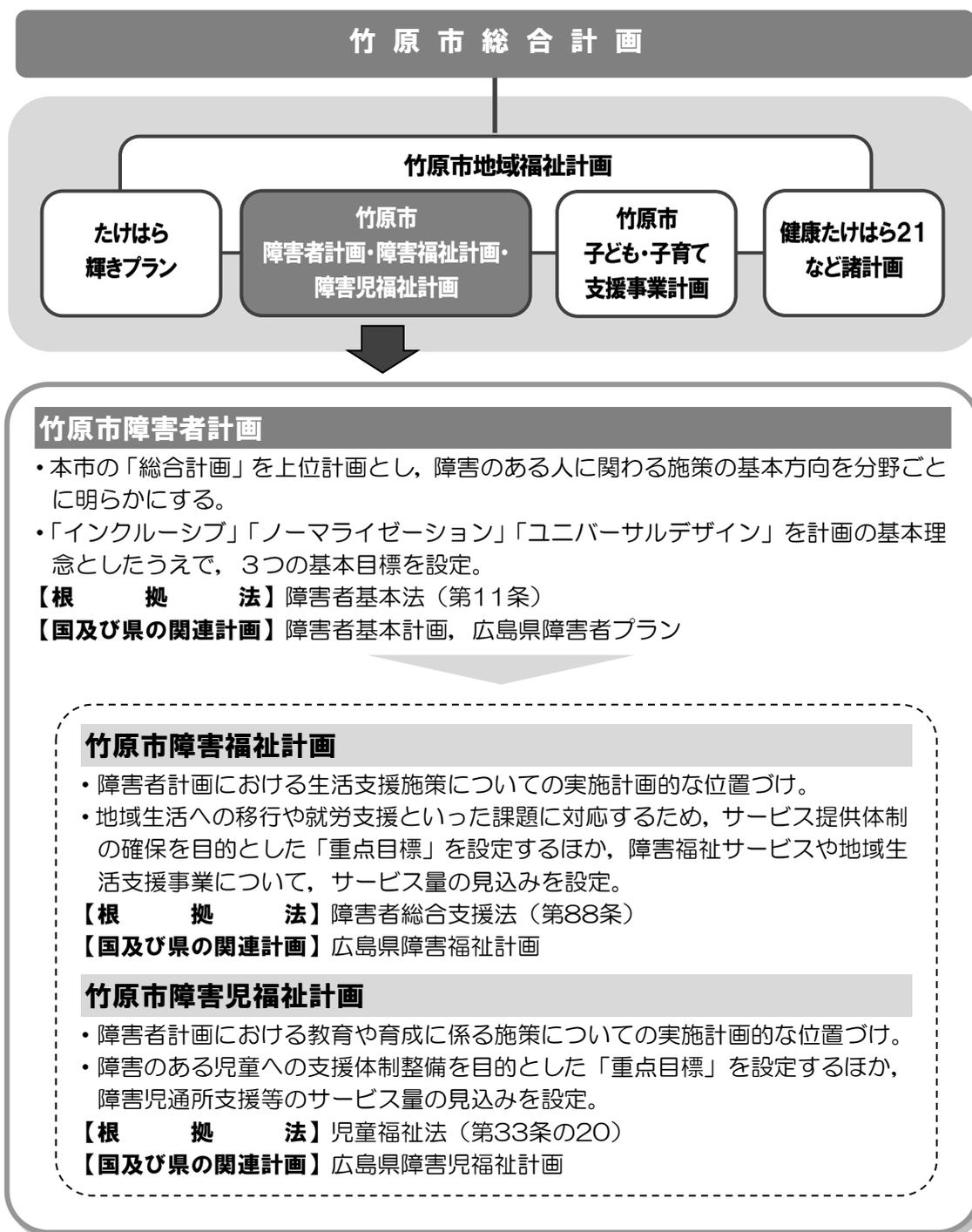
(3) 計画の位置づけと役割

「竹原市第5期障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

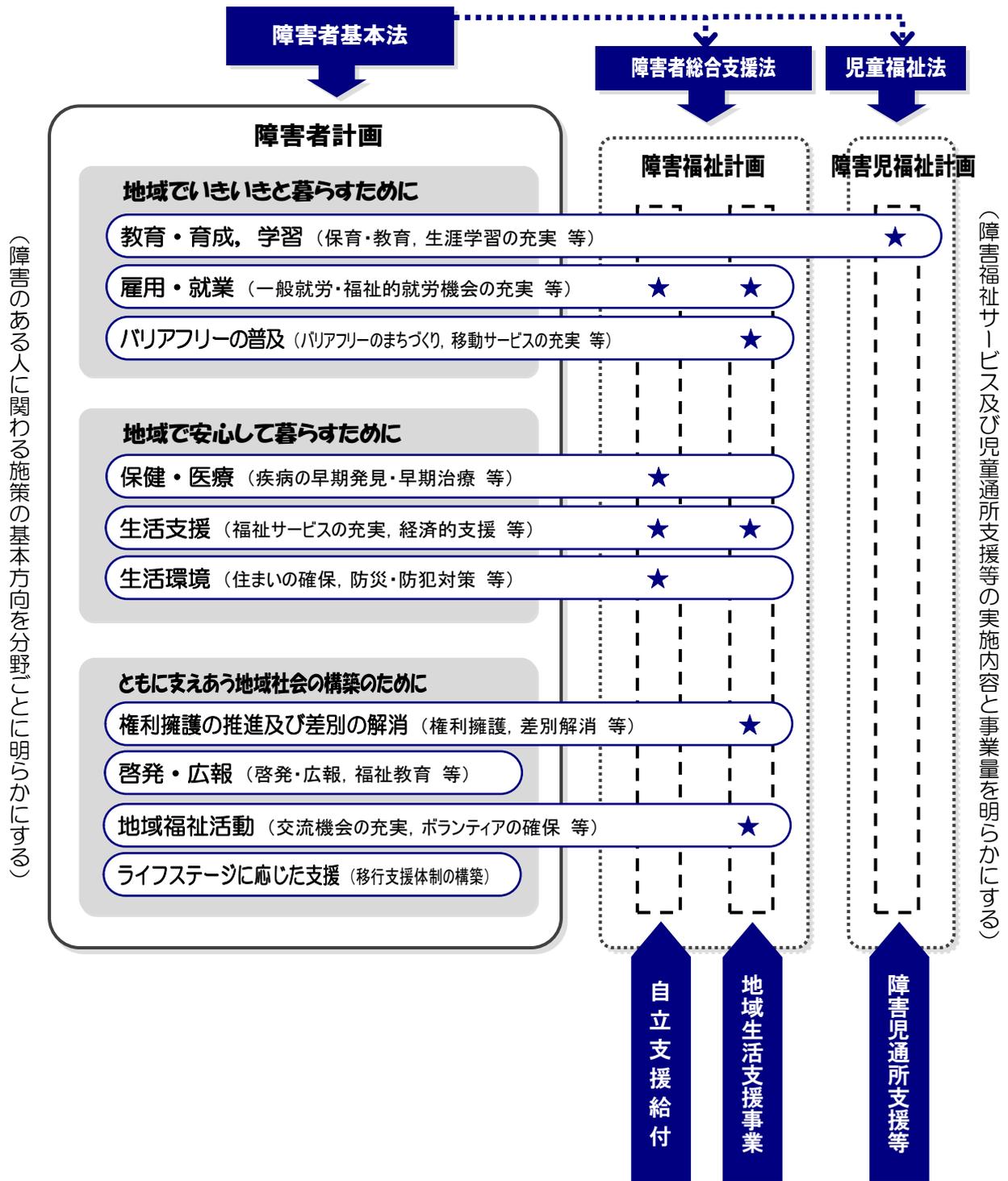
「竹原市第1期障害児福祉計画」は、「改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月施行）」に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものです。

本計画はこれら2つの計画を一体的に策定しました。

■「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の位置づけ



■「障害者計画」と「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の関係



(4) 障害福祉制度のながれ(国の動向)

年	主な動き
平成 23 年	<p>「障害者基本法」の改正・施行(8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止, 教育・選挙における配慮等を規定
平成 24 年	<p>「障害者虐待防止法」の施行(10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報義務, 立入調査権等を規定
平成 25 年	<p>「障害者総合支援法」の一部施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念の具体化, 難病患者への支援, 地域生活支援事業の追加 等 <p>国において「障害者基本計画(第3次)」策定(9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の見直し, 障害のある人の自己決定の尊重を明記 ・計画期間の短縮 等
平成 26 年	<p>「障害者の権利に関する条約」の批准(1月)</p> <p>「障害者総合支援法」の改正・施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分の創設, 重度訪問介護の対象拡大, 共同生活援助の一元化 等
平成 28 年	<p>「障害者差別解消法」の施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止, 差別解消の取組の義務化 等 <p>「障害者雇用促進法」の改正・施行(4月)(一部, 平成 30 年 4 月施行予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止, 合理的配慮の提供義務 等 <p>「成年後見制度利用促進法」の施行(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進等の設置, 利用促進に関する施策 等 <p>「発達障害者支援法」の改正・施行(8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援, 家族等への支援, 地域の支援体制構築 等
平成 30 年	<p>「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の望む地域生活の支援, 障害のある児童への支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応, サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等



第3節 計画の策定体制

(1) 竹原市障害者自立支援協議会での審議

計画策定にあたっては、「竹原市障害者自立支援協議会」において、アンケート調査やサービス提供事業者及び団体へのヒアリング調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) 障害者及び住民意見の聴取

障害のある人の生活状況やサービス利用の状況を把握するため、障害者手帳所持者及び障害のある児童を対象としたサービス利用者に、「竹原市の障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、18歳以上の市民に対し、日ごろの障害者との関わりや取り組むべき施策についての意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(3) サービス提供事業者及び団体調査の実施

現在のサービス提供状況や課題、今後のサービス提供意向等を把握するため、市内24か所のサービス提供事業所へヒアリングシートを郵送配付・回収し、調査を行いました。また、障害福祉に関わる団体に対し、現在の活動状況や今後の活動意向、必要な支援のほか、障害のある人を取り巻く現状や課題を把握するため、同様に、ヒアリングシートを郵送配付・回収し、調査を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

平成29年12月27日（水）から平成30年1月25日（木）までの期間、市役所庁舎やホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。



第2章 障害のある人を取り巻く状況

第1節 本計画の対象となる人の状況

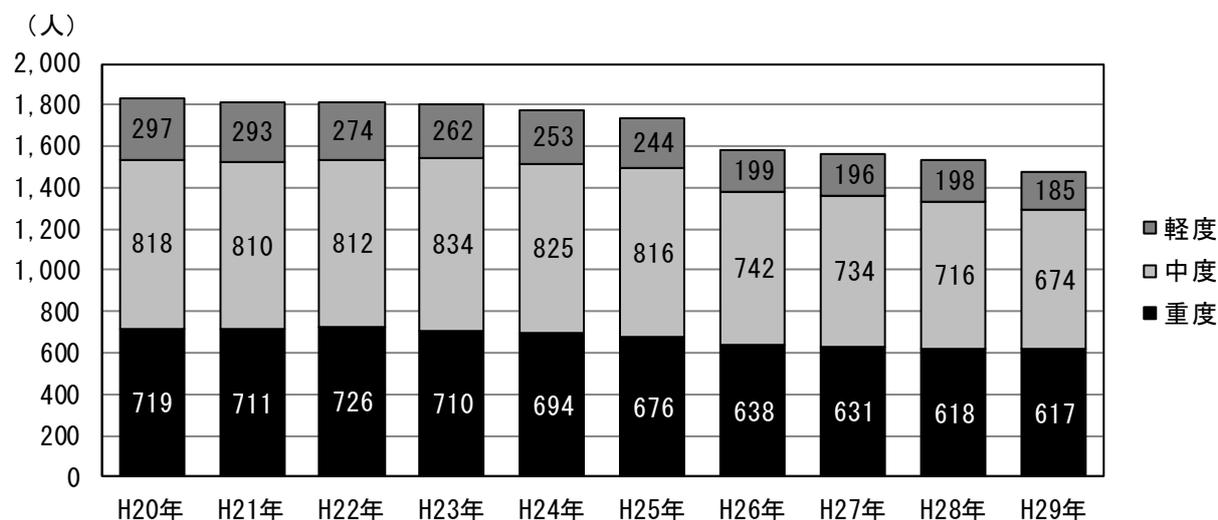
(1) 身体障害のある人数の推移

身体障害のある人数を身体障害者手帳所持者数の推移で見ると、平成29年現在で1,476人となっており、近年減少傾向で推移しています。また、平成29年現在の市内総人口に対する身体障害者手帳所持者数の割合は、約5.5%となっています。

障害程度別にみると、重度である1級及び中度である3級、4級の占める割合が高くなっています。年齢別では65歳以上の占める割合が高くなっています。

障害部位別にみると、肢体不自由及び内部障害の占める割合が高いことが分かります。

■等級別 身体障害者手帳所持者数の推移（各4月1日）



(単位:人)

		H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
重度	1級	465	449	478	480	465	460	444	442	424	424
	2級	254	262	248	230	229	216	194	189	194	193
中度	3級	403	423	399	413	396	389	357	344	330	303
	4級	415	387	413	421	429	427	385	390	386	371
軽度	5級	155	155	137	126	125	123	100	99	97	91
	6級	142	138	137	136	128	121	99	97	101	94
合計		1,834	1,814	1,812	1,806	1,772	1,736	1,579	1,561	1,532	1,476

【参考】平成29年4月1日現在の総人口:26,548人 身体障害者手帳所持者数/総人口≒5.5%

資料:健康福祉課 障害福祉係

■年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移（各4月1日）

（単位：人）

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
18歳未満	22	25	28	26	28	30	28	23	21	20
18～39歳	69	68	66	67	61	53	52	54	49	46
40～64歳	383	381	361	353	337	324	301	291	279	266
65歳以上	1,360	1,340	1,357	1,360	1,346	1,329	1,198	1,193	1,183	1,144
合計	1,834	1,814	1,812	1,806	1,772	1,736	1,579	1,561	1,532	1,476

資料：健康福祉課 障害福祉係

■障害部位別 身体障害者手帳所持者数の推移（各4月1日）

（単位：人）

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
視覚障害	158	141	140	134	128	121	85	83	84	85
聴覚・平衡機能障害	203	191	186	182	175	165	140	137	140	135
音声・言語・そしゃく機能障害	17	16	16	16	14	14	13	11	11	11
肢体不自由	988	984	998	1,003	993	988	914	907	886	840
内部障害	468	482	472	471	462	448	427	423	411	405
合計	1,834	1,814	1,812	1,806	1,772	1,736	1,579	1,561	1,532	1,476

資料：健康福祉課 障害福祉係

■障害部位別・年齢別 身体障害者手帳所持者数（H29年4月1日）

（単位：人）

	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
視覚障害	0	3	14	68	85
聴覚・平衡機能障害	4	2	16	113	135
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	5	5	11
肢体不自由	14	26	169	631	840
上肢	1	5	46	146	198
下肢	2	4	59	355	420
体幹	10	11	55	126	202
運動機能障害	1	6	9	4	20
内部障害	2	14	62	327	405
心臓機能障害	2	11	24	192	229
腎臓機能障害	0	2	25	45	72
呼吸器機能障害	0	0	2	32	34
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	0	1	8	56	65
免疫機能障害			3		3
肝臓機能障害				2	2
合計	20	46	266	1,144	1,476

資料：健康福祉課 障害福祉係

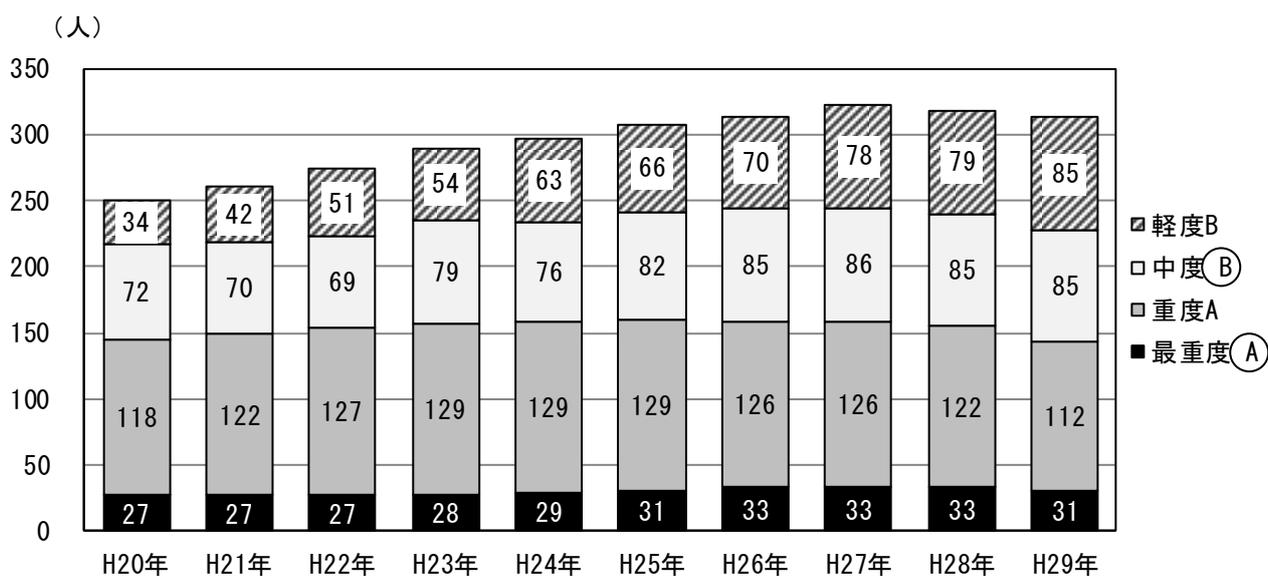
第2章 障害のある人を取り巻く状況

(2) 知的障害のある人数の推移

知的障害のある人数を療育手帳所持者数の推移で見ると、平成27年をピークに年々減少しており、平成29年には合計313人となっています。重度Aの割合が最も高く、軽度Bが過去10年間で大きく人数が増加しています。

年齢別にみると、18歳未満は50人前後で推移し、18歳以上は平成20年と比べ増加し平成29年には262人となっています。

■等級別 療育手帳所持者数の推移（各4月1日）



(単位:人)

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
最重度 (A)	27	27	27	28	29	31	33	33	33	31
重度 A	118	122	127	129	129	129	126	126	122	112
中度 (B)	72	70	69	79	76	82	85	86	85	85
軽度 B	34	42	51	54	63	66	70	78	79	85
合計	251	261	274	290	297	308	314	323	319	313

資料:健康福祉課 障害福祉係

■年齢別 療育手帳所持者数の推移（各4月1日）

(単位:人)

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
18歳未満	50	48	52	51	51	54	50	55	46	51
18歳以上	201	213	222	239	246	254	264	268	273	262
合計	251	261	274	290	297	308	314	323	319	313

資料:健康福祉課 障害福祉係

■年齢別・等級別 療育手帳所持者数（H29年4月1日）

（単位：人）

	最重度 ㉠		重度 A		中度 ㉢		軽度 B		合計	
18歳未満	4	12.9%	9	8.0%	8	9.4%	30	35.3%	51	16.3%
18歳以上	27	87.1%	103	92.0%	77	90.6%	55	64.7%	262	83.7%
合計	31	100.0%	112	100.0%	85	100.0%	85	100.0%	313	100.0%

資料：健康福祉課 障害福祉係

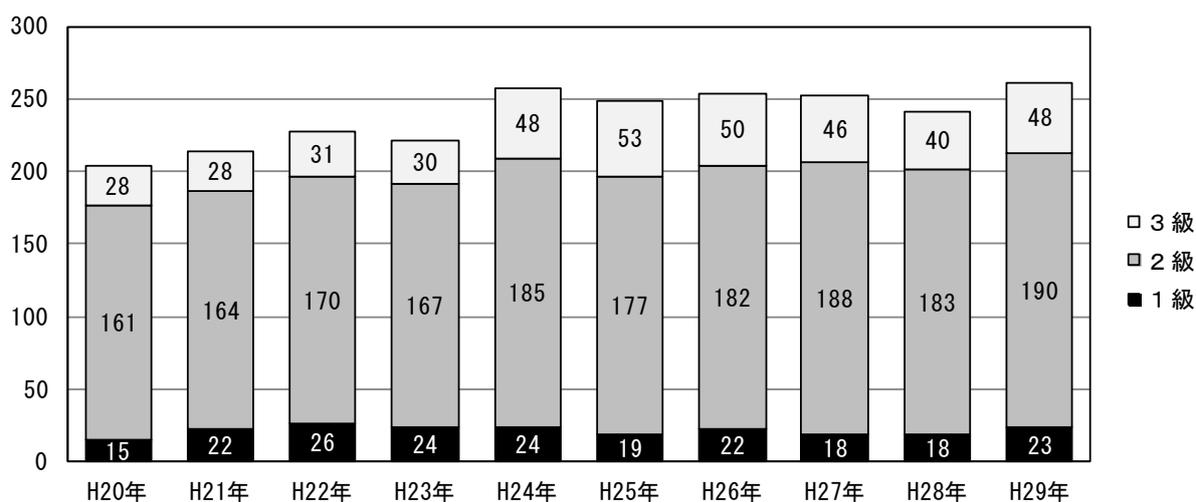
（3） 精神障害のある人数の推移

精神障害のある人数を精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移で見ると、平成29年は過去10年で最も多く、261人となっています。等級別にみると、2級が多数を占めています。

通院医療費公費負担制度利用者からみる精神病院通院患者数の推移は、近年で最も利用の多い平成26年の400人と比べて減少し、平成29年は365人となっています。

■等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各4月1日）

（人）



（単位：人）

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
1級	15	22	26	24	24	19	22	18	18	23
2級	161	164	170	167	185	177	182	188	183	190
3級	28	28	31	30	48	53	50	46	40	48
合計	204	214	227	221	257	249	254	252	241	261

資料：広島県 保健所事業概要

第2章 障害のある人を取り巻く状況

■精神病院通院患者数の推移（各4月1日）

（単位：人）

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
通院患者	360	388	390	400	358	354	365

※通院医療費公費負担制度利用者数

資料：広島県 保健所事業概要

（4） 発達障害の相談数の状況

市内の障害者相談支援事業所に相談している発達障害のある人は、平成28年度で23人となり、平成26年度と比較して7割程度増加しています。

■相談支援を利用している発達障害のある人の状況

（単位：人）

	H26年度	H27年度	H28年度
相談支援を利用している発達障害のある人の相談人数	13	13	23

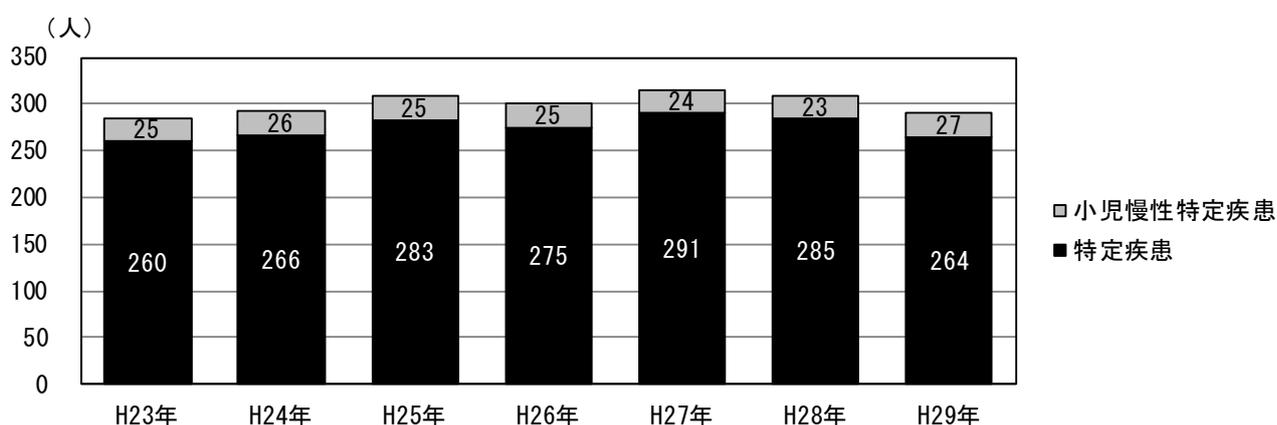
※平成26年度より開始した「竹原市発達障害児者支援体制整備事業」における相談人数を集計

資料：健康福祉課 障害福祉係

（5） 難病患者等の状況

難病患者数の推移をみると、平成27年の合計315人をピークに減少傾向にあり、平成29年には291人となっています。

■難病患者数の推移（各4月1日）



	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
特定疾患	260	266	283	275	291	285	264
小児慢性特定疾患	25	26	25	25	24	23	27
合計	285	292	308	300	315	308	291

資料：広島県 保健所事業概要

第2節 アンケート調査からみえる状況

(1) 調査の概要

	障害のある人対象調査	市民対象調査
調査目的	障害のある人の生活実態や、サービス利用の状況と今後の利用意向、福祉施策に関する意見等を聴取することを目的に実施	障害のある人との関わり方や、本市の取り組むべき課題への意見等を聴取することを目的に実施
調査対象者	竹原市に住んでいる、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者。また、手帳を所持していないが、障害のある児童を対象としたサービスを現在利用している人。	竹原市内にお住まいの18歳以上の市民の中から無作為抽出
調査数	2,200名	1,000名
調査方法	郵送による配布、郵送による回収	
調査票回収数	817件	355件
回収率	37.1%	35.5%

～調査集計にあたっての留意事項～

- 回答結果は小数第2位を四捨五入しています。この関係で、単回答（複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式）の合計値がちょうど「100.0」にならない場合があります。
- 複数回答（2つ以上の回答を選ぶ形式）における割合についての単位はパーセントとしています。この場合、回答は有効標本数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。
- 「N」「SA」「MA」「数量」は、それぞれ
 - 「N」 = サンプル数のこと
 - 「SA」 = 単回答のこと（Single Answer の略）
 - 「MA」 = 複数回答のこと（Multiple Answer の略）
 - 「数量」 = 数量回答のこと
 を示します。

(2) 調査結果

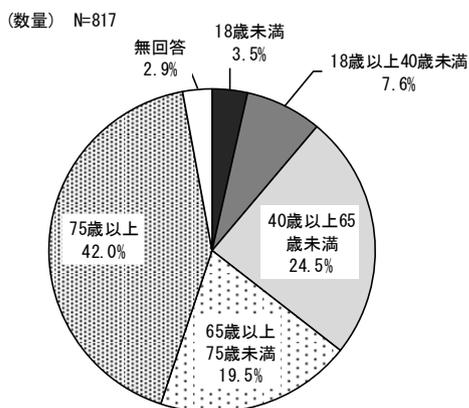
① 回答者の属性【障害のある人対象調査】

回答者のうち 65 歳未満が3割台半ば。65 歳以上が6割強。身体障害のある人が7割強、知的障害のある人が2割弱、精神障害のある人が1割強。

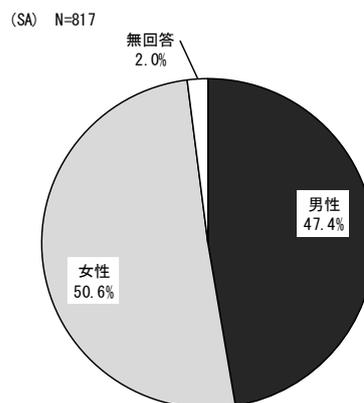
回答者は、18 歳未満が 3.5%、18 歳以上 65 歳未満が 32.1%。65 歳以上が 61.5%。
男性、女性では回答はほぼ半数ずつ。

障害者手帳種別では、7割強が身体障害者手帳所持者（以下、身体障害のある人）、2割弱が療育手帳所持者（以下、知的障害のある人）、1割強が精神障害者保健福祉手帳所持者（以下、精神障害のある人）となっている。

【年齢】

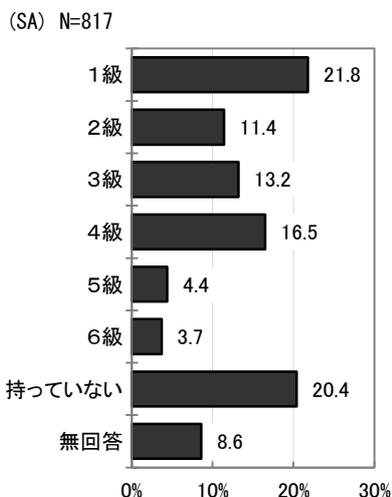


【性別】

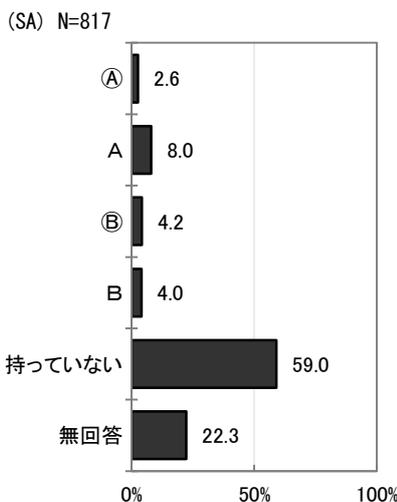


【障害者手帳種別】

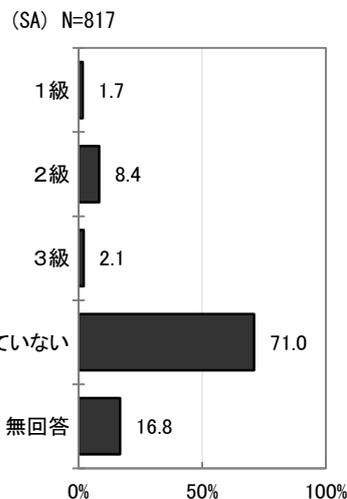
身体障害者手帳所持者



療育手帳所持者



精神障害者保健福祉手帳所持者



② 介助や支援をする家族の状況【障害のある人対象調査】

介助・支援をする人は約4割がホームヘルパーや施設の職員。

家族で介助・支援をする人の年齢は、3割強が70歳代以上。

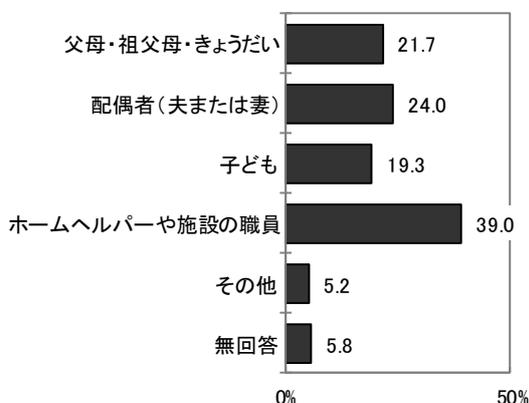
障害のある人を介助・支援する人は、「ホームヘルパーや施設の職員」が39.0%、「父母・祖父母・きょうだい」が21.7%、配偶者が24.0%となっている。

家族で主に介助・支援をする人の年齢は、40歳代が10.2%、50歳代が21.9%、60歳代が24.1%。70歳以上が33.6%となっており、介助者の高齢化もうかがえる。

【介助や支援をする人】

※日常生活で介助が必要な方のみ対象

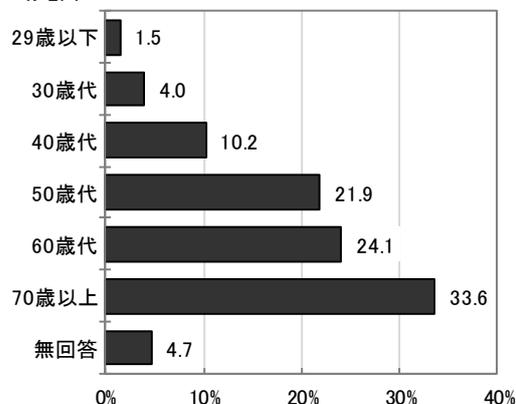
(MA) N=446



【家族で主に介助・支援をする人の年齢】

※家族が介助者の場合のみ回答

(SA) N=274



③ 住まいについて【障害のある人対象調査】

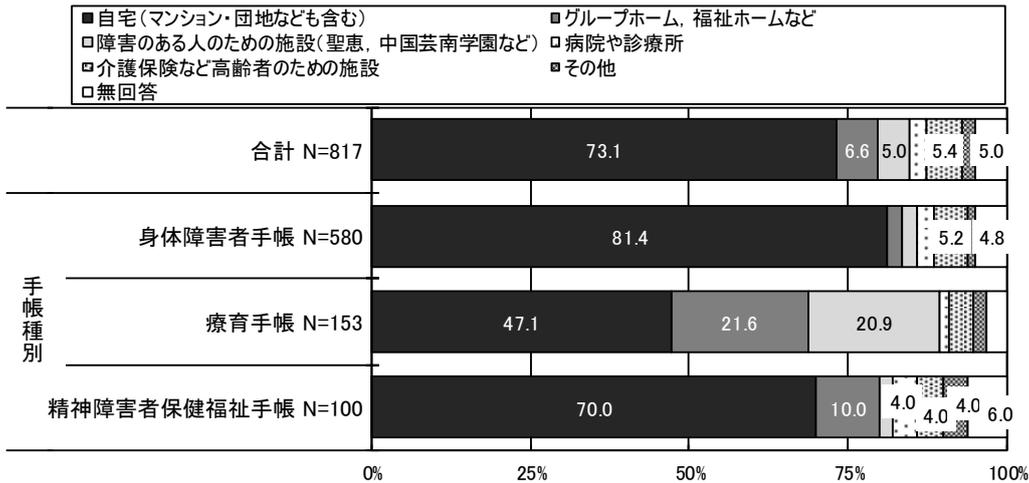
**障害者支援施設、病院等で暮らす人の3割程度が地域での暮らしを希望。
地域移行や地域での暮らしを支える体制づくりが求められる。**

現在の暮らしについて、身体障害のある人は「自宅(マンション・団地なども含む)」が81.4%。知的障害のある人では、「グループホーム、福祉ホームなど」が21.6%、「障害のある人のための施設(聖恵、中国芸南学園など)」が20.9%と他と比べて高い。

現在、障害者支援施設、病院等で暮らす人の今後の意向について、「今のまま生活したい」が全体の約6割を占める一方、グループホームを希望する人が全体の1割弱、一般の住宅での暮らしを希望する人が2割強となっており、地域移行に係る支援、地域での暮らしを包括的に支える体制づくりが求められる。

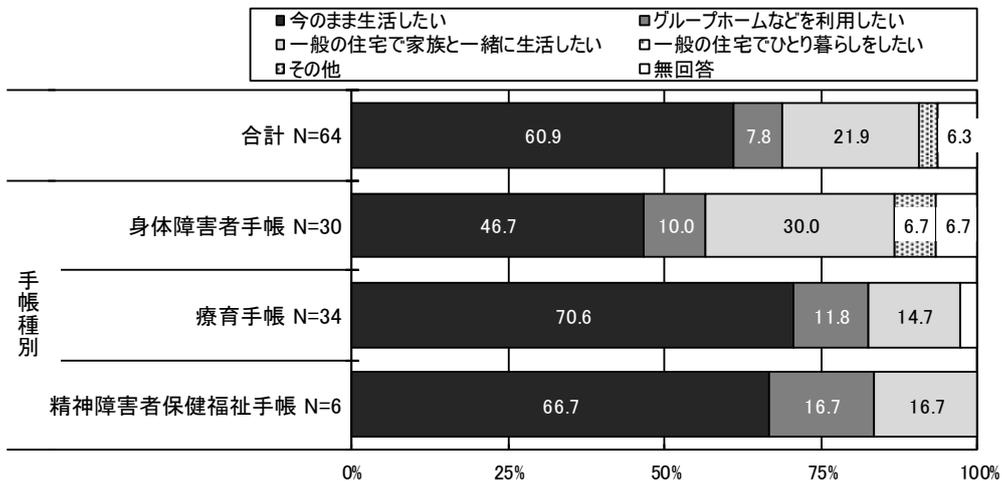
地域での生活において必要な支援では、住みやすい住居の確保や在宅での医療ケア、在宅サービスの充実が求められている。

【現在の暮らし】



【今後の生活意向】

※現在の暮らしが「障害のある人のための施設」「病院や診療所」と回答した方のみ対象



【一般の住宅やグループホームで生活するためにあればよい支援】

※現在の暮らしが「障害のある人のための施設」「病院や診療所」と回答した方のみ対象

	合計 N=64	身体障害者 手帳 N=30	療育手帳 N=34	精神障害者 保健福祉手 帳 N=6
在宅で医療ケアなどが適切に 受けられること	43.8	56.7	47.1	50.0
障害のある人が住みやすい住居が 確保されること	51.6	60.0	58.8	50.0
必要な在宅サービスが適切に 利用できること	39.1	46.7	47.1	16.7
生活訓練等の充実	14.1	16.7	23.5	16.7
相談対応等の充実	21.9	23.3	29.4	33.3
地域住民等の理解	17.2	13.3	29.4	16.7
その他	9.4	10.0	5.9	-
無回答	26.6	13.3	23.5	33.3



④ 相談先と情報の入手先【障害のある人対象調査】

相談先は、家族や友人・知人のほか、医療機関の割合が高い。知的障害のある人、精神障害のある人では施設の指導員も回答が多い。

悩みや困ったことがあるときの相談先として、家族や友人・知人のほか、かかりつけの医師や看護師との回答割合が高い。知的障害のある人、精神障害のある人においては、施設の指導員とする回答割合が高く、情報の入手先でもサービス事業所や施設の職員の割合が高くなっている。

【悩みや困ったことがあるときの相談先】

	合計 N=817	身体障害者 手帳 N=580	療育手帳 N=153	精神障害者 保健福祉手 帳 N=100
家族や親戚	71.4	78.4	51.6	58.0
友人・知人	27.2	30.3	15.0	23.0
近所の人	8.4	10.5	1.3	6.0
職場の上司や同僚	4.2	2.2	9.8	11.0
施設の指導員など	21.9	13.1	52.9	33.0
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	10.3	9.5	12.4	12.0
障害者団体や家族会	1.6	1.2	3.3	2.0
かかりつけの医師や看護師	30.2	33.1	20.3	38.0
病院のソーシャルワーカー	3.7	2.4	2.6	12.0
介護保険のケアマネジャー	10.4	13.3	2.0	4.0
民生委員・児童委員	4.2	5.5	0.7	-
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	2.2	0.9	6.5	-
相談支援事業所などの民間の相談窓口	4.0	2.1	7.2	10.0
行政機関の相談窓口	6.6	6.2	5.2	10.0
その他	3.5	2.9	5.9	8.0
無回答	7.0	7.2	6.5	4.0



【障害のことや福祉サービスに関する情報の入手先】

	合計 N=817	身体障害者手帳 N=580	療育手帳 N=153	精神障害者保健福祉手帳 N=100
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	35.3	41.4	17.6	30.0
行政機関の広報誌	30.8	38.4	8.5	20.0
インターネット	6.6	6.7	3.9	9.0
家族や親戚、友人・知人	34.1	37.2	31.4	20.0
サービス事業所の人や施設の職員	23.5	14.7	52.3	35.0
障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	3.3	2.8	7.2	2.0
かかりつけの医師や看護師	22.2	22.6	15.7	29.0
病院のソーシャルワーカー	5.8	4.8	3.3	18.0
介護保険のケアマネジャー	10.6	13.1	3.9	6.0
民生委員・児童委員	4.0	4.7	1.3	1.0
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	1.1	0.3	4.6	-
相談支援事業所などの民間の相談窓口	3.7	1.7	7.8	9.0
行政機関の相談窓口	6.4	6.2	5.9	11.0
その他	3.2	3.1	7.2	4.0
無回答	10.9	10.2	14.4	7.0

⑤ 権利擁護について【障害のある人対象・市民対象調査】

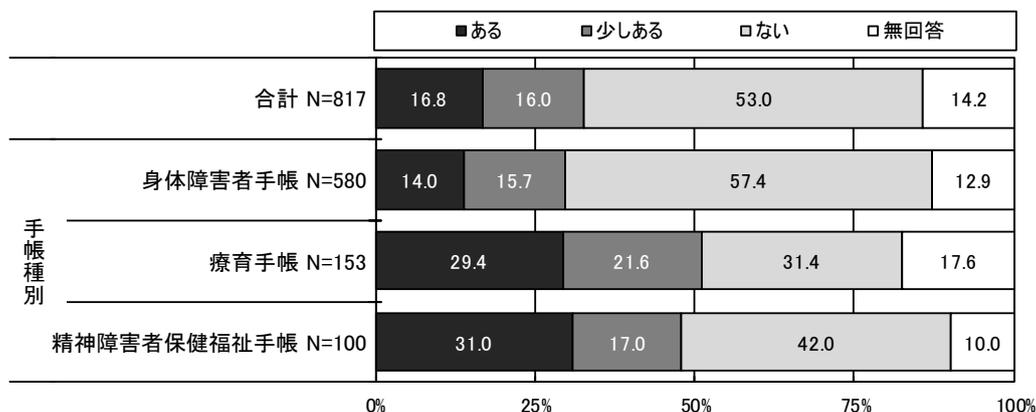
知的・精神障害のある人の約半数が障害を理由とした差別・偏見を感じている。「周りの視線」のほか、精神障害のある人では「仕事や収入面」を理由に挙げる割合が高い。

障害を理由とした差別やいやな思いをする経験について、全体では「ある」「少しある」の合計が3割強。知的障害のある人、精神障害のある人では約半数が「ある」「少しある」と回答。

差別を受けた場面は、身体障害のある人、知的障害のある人では「周りやまちなかで接する人の視線」の割合が高い。精神障害のある人では、「仕事や収入面」の割合が高いことが特徴的である。

市民対象調査では、差別や偏見がある場面として「周りやまちなかで接する人の視線」「仕事や収入面」の回答割合が高く、当事者以上に、仕事や収入面で差別があると感じている傾向がうかがえる。

【◎障害のある人対象調査 障害を理由に差別やいやな思いをする(した)経験の有無】



第2章 障害のある人を取り巻く状況

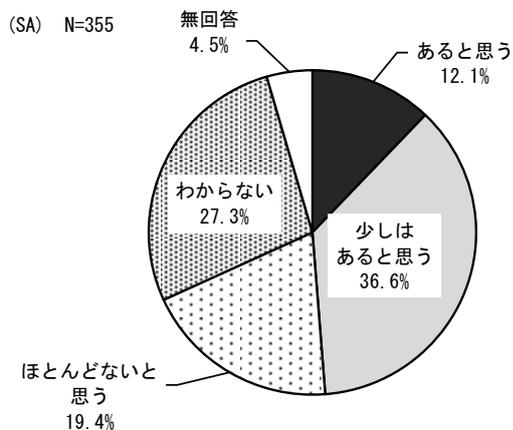
【◎障害のある人対象調査 差別を受けた場面】

※差別や嫌な思いをすることがあると回答した方のみ対象

	合計 N=268	身体障害者手帳 N=172	療育手帳 N=78	精神障害者保健福祉手帳 N=48
周りやまちなかで接する人の視線	47.8	45.3	61.5	41.7
隣近所づきあい	25.4	25.6	26.9	35.4
地区の行事・集まり	19.0	20.3	16.7	12.5
店などでの対応	17.5	18.0	25.6	12.5
交通機関の利用など	22.4	25.6	20.5	14.6
仕事や収入面	14.9	12.2	9.0	35.4
コミュニケーションや情報の収集	15.7	12.2	17.9	22.9
公共施設の利用など	10.8	11.0	14.1	6.3
学習機会やスポーツ・趣味の活動	5.6	5.2	6.4	4.2
教育の場	9.7	5.2	17.9	8.3
病院などの医療機関	14.6	15.1	12.8	18.8
その他	4.5	4.1	2.6	10.4
無回答	4.1	5.8	1.3	2.1

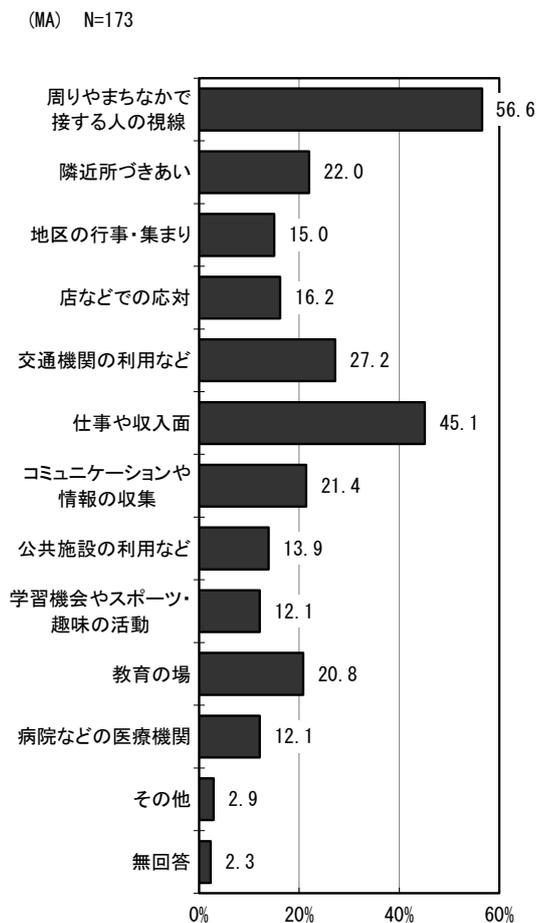
◎市民対象調査

【障害を理由とする差別や偏見の有無】



【差別や偏見があると思う場面】

※障害を理由とする差別や偏見があると回答した方のみ



⑥ 医療機関の利用について【障害のある人対象調査】

身体障害のある人では「待ち時間の長さ」、知的障害のある人では「自覚症状を伝えること」、精神障害のある人では「受診費用」に困難を感じていることがうかがえる。

受けている医療などに関する困りごととして、全体では約4割が「特にない」と回答。

身体障害のある人では、「診察までの待ち時間が長い」「医療機関までの通院手段が確保しにくい」の割合が高い。知的障害のある人では「自覚症状がうまく伝わらない」の割合が最も高く、精神障害のある人では「受診に費用がかかる」「医療機関までの通院手段が確保しにくい」の割合が高い。

【現在受けている医療などについて困っていること】

	合計 N=817	身体障害者手帳 N=580	療育手帳 N=153	精神障害者保健福祉手帳 N=100
病気や薬のことに十分に説明してもらえない	5.3	5.3	3.9	9.0
自覚症状がうまく伝わらない	10.2	9.1	16.3	13.0
薬が合わない、副作用がある	3.2	3.1	2.0	9.0
診察までの待ち時間が長い	17.7	21.6	5.9	14.0
医療機関までの通院手段が確保しにくい	11.1	11.9	8.5	15.0
診療のための介助者がいない、または確保しにくい	3.7	3.4	3.9	4.0
障害者を診療または入院させてくれる医療機関が少ない	7.2	7.9	5.2	10.0
医療機関のスタッフの障害に対する理解や認識が薄い	6.1	6.0	5.9	6.0
夜間や休日に診察してもらえないところがない	8.6	9.0	3.9	13.0
受診に費用がかかる	10.0	9.1	5.9	21.0
その他	3.2	2.8	3.9	4.0
特にない	39.7	39.7	42.5	31.0
無回答	15.1	13.6	19.6	7.0



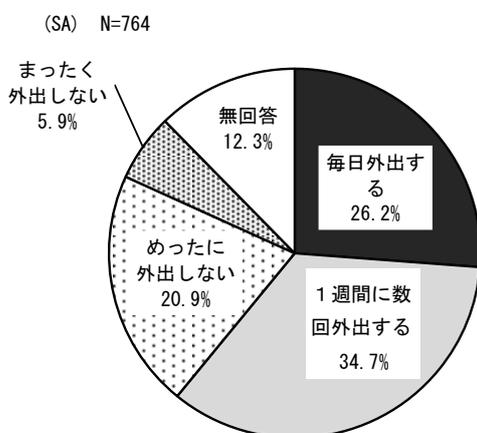
⑦ 外出について【障害のある人対象調査（18歳以上）】

4人に1人が外出頻度が低い。外出時の困りごとでは、公共交通機関の利用に関することや困ったときの対応、金銭面での不安が高くなっている。

「毎日外出する」「1週間に数回外出する」が合わせて6割程度。一方で、4人に1人が「めったに外出しない」「まったく外出しない」と回答。

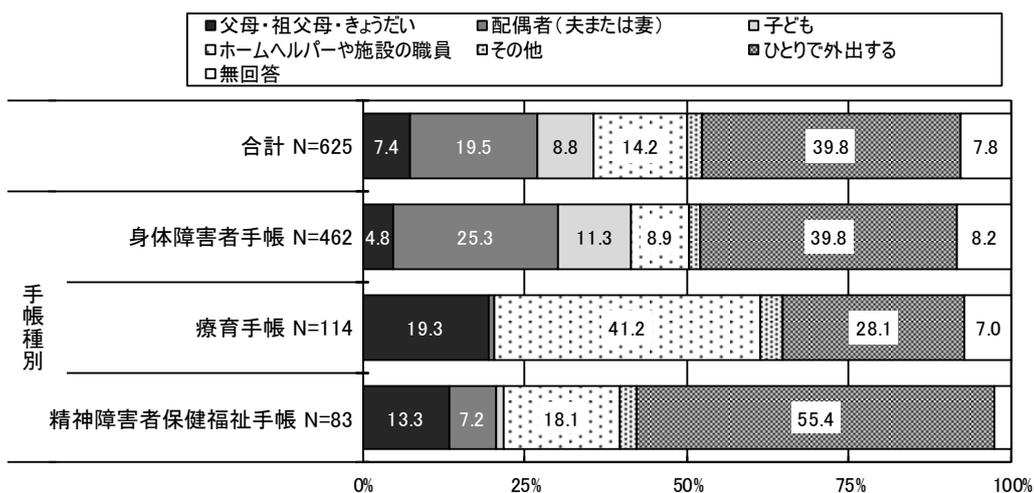
外出時の困りごととして、身体障害のある人では「電車やバスの乗り降りがしにくい」「公共交通機関が少ないまたはない」の割合が高い。知的障害のある人では「困った時にどうすればよいのか心配」の割合が高く、精神障害のある人では「公共交通機関が少ないまたはない」「外出にお金がかかる」の割合が高い。

【外出の頻度】



【外出の主な同伴者】

※外出する方のみ対象



【外出する際に困ること】

※外出する方のみ対象

	合計 N=625	身体障害者 手帳 N=462	療育手帳 N=114	精神障害者 保健福祉手 帳 N=83
公共交通機関が少ないまたはない	21.0	20.6	15.8	27.7
車の通行時などに危険を感じる	13.4	13.2	15.8	9.6
電車やバスの乗り降りがしにくい	17.3	20.8	7.9	8.4
道路や建物の段差などが移動しにくい	15.2	17.1	11.4	3.6
切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	5.4	4.8	7.9	7.2
障害のある人のための駐車スペースが 使えない	12.6	14.9	7.0	6.0
外出先の建物の設備が不便 (通路、トイレ、エレベーターなど)	12.6	15.4	4.4	6.0
介助者が確保できない	4.8	3.9	7.9	3.6
外出にお金がかかる	11.8	10.2	14.0	21.7
周囲の目が気になる	5.4	3.9	10.5	10.8
発作など突然の身体の変化が心配	10.2	11.0	7.9	13.3
困った時にどうすればよいのか心配	13.8	11.5	23.7	18.1
その他	2.9	3.0	6.1	3.6
特に困っていることはない	32.8	32.9	27.2	33.7
無回答	10.7	10.8	13.2	9.6



⑧ 就労について【障害のある人対象調査（18歳以上）】

不満や困りごとは、収入面や職場での人間関係が大きい。一般就労していない理由として、知的・精神障害のある人では「自分に見合った仕事や職場がないため」が2割前後。必要な就労支援として「職場の理解」が求められている。

仕事をする上での不満、困りごとでは、身体障害のある人では「給料・賃金が少ない」、知的障害のある人では「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」「通勤がたいへん」、精神障害のある人では「給料・賃金が少ない」「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」が上位となっている。収入面のほか、職場での人間関係に問題がある状況がうかがえる。

一般就労していない理由では、高齢や障害・病気を理由とする割合が高いが、知的障害のある人、精神障害のある人では「自分に見合った仕事や職場がないため」が2割前後となっており、仕事先の確保や働きやすい環境づくり等の支援により、一般就労が可能な人もいることがうかがえる。

必要な就労支援としては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が高く、特に65歳未満でその傾向が高い。

【仕事をする上での不満・困っていること】

※一般就労をしている方のみ対象

	合計 N=79	身体障害者手帳 N=57	療育手帳 N=14	精神障害者保健福祉手帳 N=13
給料・賃金が少ない	21.5	22.8	21.4	23.1
仕事がむずかしい	3.8	1.8	7.1	7.7
仕事内容が単調すぎる	-	-	-	-
自分に合った内容の仕事がない	6.3	3.5	21.4	-
職場の人たちとの人間関係がむずかしい	16.5	10.5	35.7	23.1
職場での身分が不安定	7.6	7.0	14.3	-
トイレなど障害者用の設備が十分でない	5.1	5.3	-	7.7
昇給や昇進に差がある	10.1	8.8	14.3	7.7
通勤がたいへん	12.7	7.0	35.7	15.4
障害への理解が十分でない	12.7	12.3	14.3	7.7
その他	2.5	3.5	-	-
特に不安や不満はない	38.0	42.1	21.4	30.8
無回答	12.7	14.0	7.1	15.4

【一般就労していない理由】

※一般就労をしていない方のみ対象

	合計 N=496	身体障害者 手帳 N=352	療育手帳 N=103	精神障害者 保健福祉手 帳 N=67
就学中のため	1.0	0.6	1.0	3.0
高齢のため	41.5	52.0	7.8	22.4
施設に入所しているため	12.3	9.7	28.2	6.0
障害や病気のため	34.3	30.7	41.7	41.8
自分に見合った仕事や職場がないため	8.5	3.4	23.3	16.4
通勤することができないため	3.2	2.0	9.7	1.5
仕事を探しているが、就労に結びついていない	2.0	1.7	1.9	6.0
勤務先から解雇されたため	0.2	-	1.0	1.5
家事や育児があるため	1.6	2.3	-	1.5
働く必要がないため	7.5	8.5	1.9	6.0
その他	3.6	3.4	2.9	7.5
特に理由はない	5.0	5.4	4.9	7.5
無回答	17.7	17.0	19.4	19.4

【就労支援として必要だと思うこと】

	合計 N=764	40歳未満 N=62	40歳以上65 歳未満 N=200	65歳以上75 歳未満 N=159	75歳以上 N=343
通勤手段の確保	28.1	38.7	33.5	32.1	21.3
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	20.0	14.5	23.5	24.5	16.9
短時間勤務や勤務日数等の配慮	26.6	32.3	38.5	30.8	16.6
在宅勤務の拡充	14.4	11.3	17.5	15.7	12.5
職場の上司や同僚に障害の理解があること	38.1	62.9	49.5	34.6	28.6
職場で介助や援助等が受けられること	21.3	38.7	29.0	14.5	16.9
就労後のフォローなど、職場と支援機関の連携	16.5	38.7	20.0	13.2	12.0
企業ニーズに合った就労訓練	10.6	14.5	11.0	11.3	9.3
仕事についての職場外での相談対応、支援	12.8	27.4	19.0	10.7	7.6
その他	4.8	6.5	4.5	6.9	3.8
無回答	40.1	22.6	21.0	39.0	54.8

⑨ 療育について【障害のある人対象調査（18歳未満）】

学校・通園施設等での困りごとでは、「登下校時などの通学の負担」が大きい。通所型の施設やサービスへの希望では、「療育等の訓練」や「専門的な相談・指導」にニーズが高い。

学校や通園施設等での困りごとでは、「一人での登下校が難しいなど、通学の負担が大きい」が3割程度で最も高い。

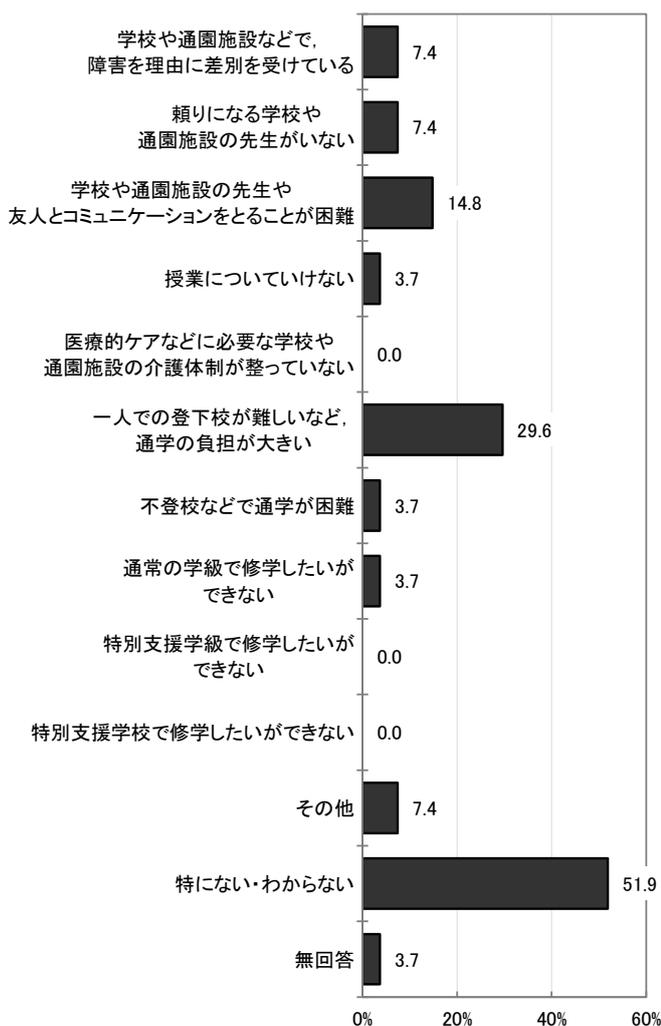
通所型の施設やサービスへの希望では、「療育や発達のための訓練」「専門的な相談・指導」が4割から5割程度と高くなっている。

相談機能へのニーズでは、「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」が割合として高い。

【学校や通園施設などで現在困っていること】

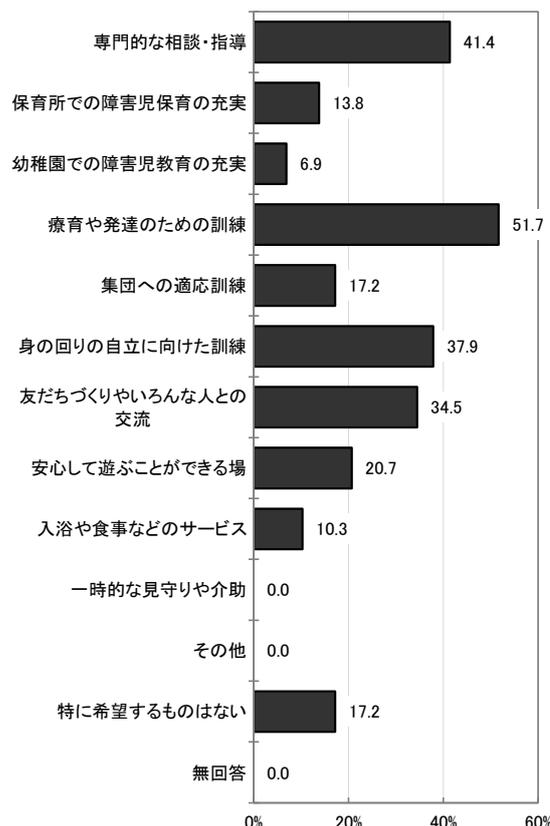
※学校や通園施設に通っている方のみ対象

(MA) N=27



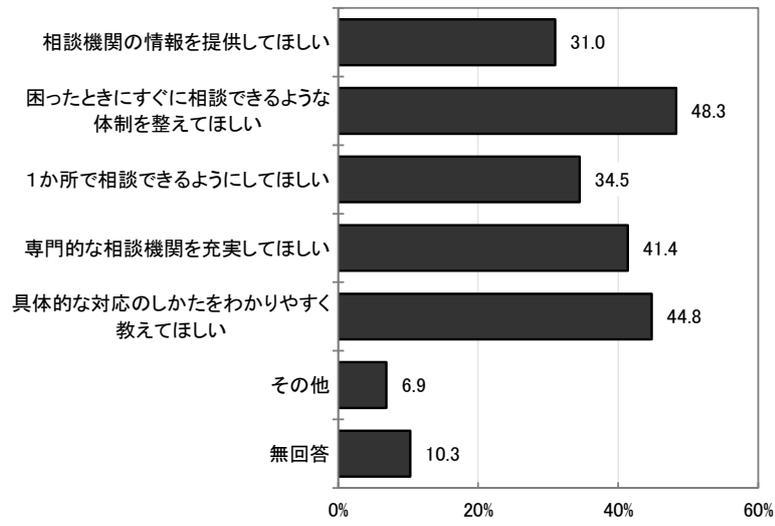
【施設やサービスについて希望すること】

(MA) N=29



【相談について望むこと】

(MA) N=29



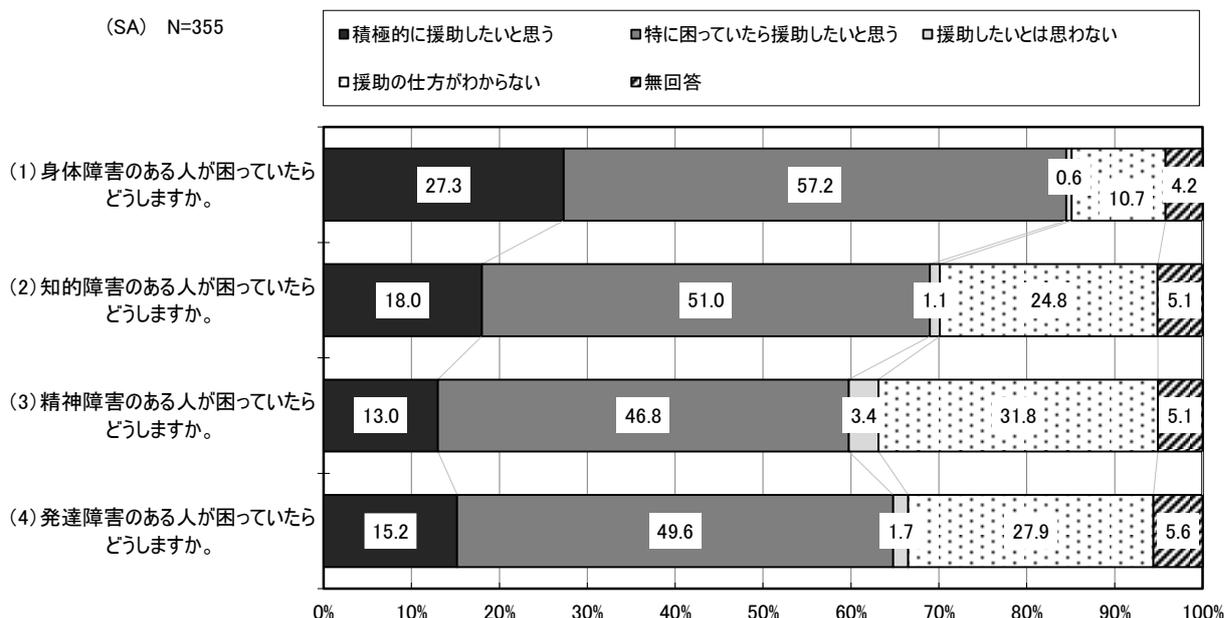
⑩ 障害のある人への支援【市民対象調査】

知的障害のある人や精神障害のある人、発達障害のある人が困っている場合に、「援助の仕方がわからない」人が3割前後。施設でのボランティアや地域交流活動への参加意向を2割強が持っており、参加に向けては「気軽に参加できる雰囲気」等が求められている。

障害のある人が困っていたらどうするかについて、市民対象調査で聞いたところ、身体障害のある人が困っていた場合では「積極的に援助したいと思う」「特に困っていたら援助したいと思う」の合計（以下、『援助したい』層）が8割台半ばと高い。一方で、知的障害のある人や精神障害のある人、発達障害のある人が困っていた場合では、『援助したい』層は6割から7割程度で、「援助の仕方がわからない」の割合が2割台半ばから3割台前半と高くなっている。

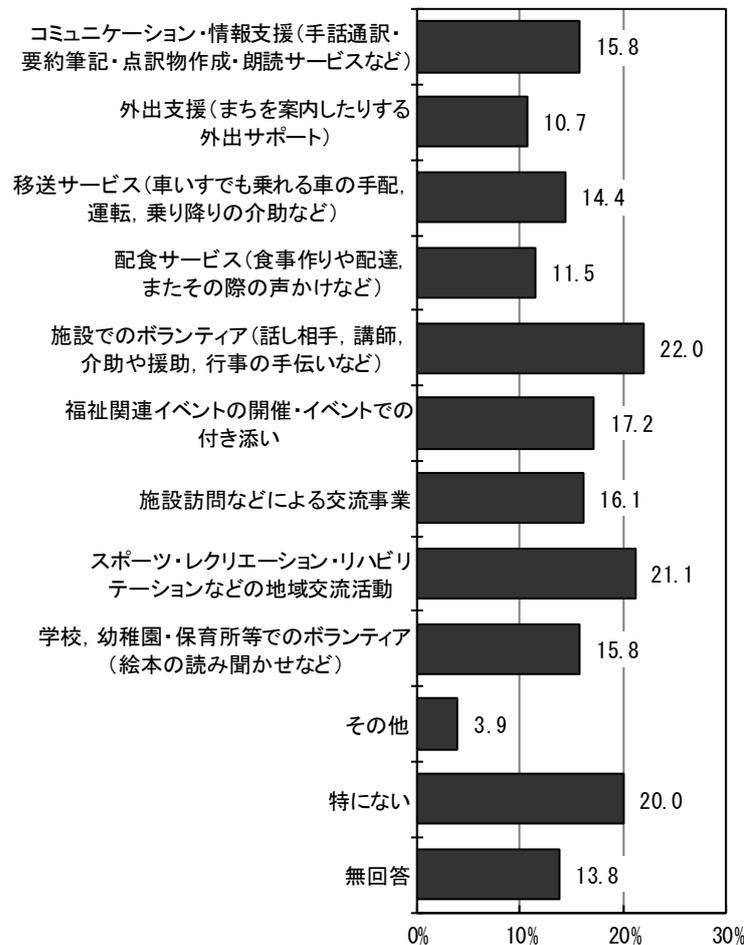
障害のある人に対してしてみたい支援や活動では、「施設でのボランティア」が22.0%、「スポーツ・レクリエーション・リハビリテーションなどの地域交流活動」が21.1%で高い。活動に参加するためには、「気軽に参加できる雰囲気」「時間の余裕」「活動内容の分かりやすい説明」が求められている。

【障害のある人が困っていたらどうするか】



【障害のある人に対して、してみたい支援や活動】

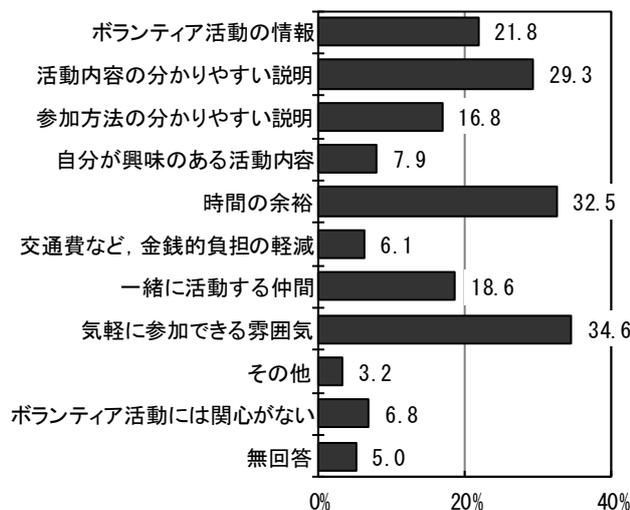
(MA) N=355



【活動に参加するために必要だと思うこと】

※障害のある人を対象とするボランティア活動をしたことがない方のみ対象

(MA) N=280



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画の基本理念は、障害のある人に関わる施策の基本方向を定める竹原市障害者計画の基本理念を継承するものとします。

— 竹原市障害者計画基本理念 —

“ともに生きる やすらぎと思いやりのまち”をテーマに、「インクルーシブ」と「ノーマライゼーション」の理念に基づき、一人ひとりが障害のあるなしにかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支えあいながら生活し、障害のある人に対する差別のない、合理的な配慮を行う社会を目指します。

また、「ユニバーサルデザイン」の考え方を施策推進の基本とし、障害のある人もない人も、若者も高齢者も、男性も女性も、外国人も、すべての人が暮らしやすいような、人づくり、まちづくりを進めます。

インクルーシブ：

「包み込む」という意味で、「包容する」「包摂する」「包含する」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障害児教育で注目された考え方で、障害のあるなしにかかわらず一人ひとりが社会に受け入れられ、支援を受けられること。

ノーマライゼーション：

障害のある人が障害のない人と同様の生活・権利などが保障されるように、環境整備を進めること。

ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、身体、国籍など、人々にある様々な特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、まちづくりやものづくりを行っていかこうとする考え方。バリアフリーは現にあるバリア（障壁）を取り除くという発想で、ユニバーサルデザインは最初からだれにとってもバリアのない社会を目指していくという考え方。



第2節 国の基本的理念・方針等

市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたって、国が平成29年3月に示した基本指針では、次のような基本的な理念を掲げるとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方が示され、市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画において数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

— 基本的理念 —

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援

— 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 —

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進

第3節 制度変更の概要

「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害のある児童の支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ることを目的に、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました（平成30年4月より施行）。制度変更の概要は以下のとおりです。

■制度変更の概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける
- (5) 居宅介護、生活介護及び短期入所等に、障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所の指定を受けることで両方のサービスが提供できる「共生型サービス」を新設し、介護保険サービスの円滑な利用を促進する

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する（居宅訪問型児童発達支援）
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児を対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

資料：厚生労働省作成の資料より作成

第4節 重点目標

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保するための目標として、国の基本指針に則り、次の5つを重点目標と設定します。

重点目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針

- ・ 施設入所者数(平成28年度末時点)の9%以上が地域生活へ移行する。
- ・ 施設入所者数(平成28年度末時点)の2%以上を削減する。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者(A)	57	
平成32年度末時点の施設入所者(B)	55	平成32年度末の利用者数見込
【目標】 地域生活移行者数(C)	6 10.5%	(A)のうち、平成32年度までの移行者数 (C)/(A)
【目標】 施設入所者の削減数(A-B)	2 3.5%	(A)時点から平成32年度末時点の削減数 (A-B)/(A)

重点目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各障害保健福祉圏域・各市町村)を設置する。

■成果目標

項目	目標	考え方
平成32年度末時点での 保健・医療・福祉関係者による 協議の場設置	設置	原則、各市町に設置する (市町単独での設置が困難な場合には、複数市町による共同設置を目指す)

※平成32年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の利用者は4人を見込む

重点目標3 地域生活支援拠点等の整備

国の指針

- ・ 相談・体験の機会・緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。

■成果目標

項目	目標	考え方
平成32年度末時点での地域生活支援拠点等の整備か所数	1	原則、各市町に少なくとも一つを整備する

重点目標4 福祉施設から一般就労への移行

国の指針

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数が平成28年度実績の1.5倍。
- ② 就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末実績から2割以上増加。
- ③ 就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上。
- ④ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率が8割以上。

※福祉施設＝就労移行支援，就労継続支援(A・B)，生活介護，自立訓練(機能訓練・生活訓練)

■成果目標①

項目	数値	考え方
平成28年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数(A)	1	
【目標】平成32年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数(B)	2	(A)の1.5倍以上
	2.0	(B)/(A)
Bのうち、就労移行支援及び就労継続支援以外の福祉施設利用者	0	

■成果目標②

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点の「就労移行支援事業」利用者数(A)	11	
【目標】平成 32 年度末時点の「就労移行支援事業」利用者数(B)	14 27%	(B-A)/(A)

■成果目標③

項目	数値	考え方
平成 32 年度の就労移行支援事業所数(A)	1	
【目標(平成 32 年度末時点)】 A のうち就労移行率が3割以上の事業所数(B)	1 100%	(B)/(A)

■成果目標④

項目	数値	考え方
平成 30 年度中の就労定着支援事業の新規利用者数(A)	1	
平成 31 年度中の就労定着支援事業の新規利用者数(B)	1	
【目標(平成 30 年度末時点)】 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	—	就労定着支援事業の創設後1年が経過していないため、目標設定しない

A のうち、平成 31 年度末までに就労定着支援事業を利用して 12 か月以上にわたり一般就労している者の数(C)	1	
【目標(平成 31 年度末時点)】 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	100%	(C)/(A)

B のうち、平成 32 年度末までに就労定着支援事業を利用して 12 か月以上にわたり一般就労している者の数(D)	1	
【目標(平成 32 年度末時点)】 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	100%	(D)/(B)

重点目標5 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針

- ① 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ④ 医療的ケア児への適切な支援に向けて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

■成果目標①

項目	目標	考え方
【目標(平成 32 年度末時点)】 児童発達支援センターの設置数	1	原則、各市町に少なくとも1か所設置する (市町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置を目指す)

■成果目標②

項目	目標	考え方
【目標(平成 32 年度末時点)】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築(維持)	既に実施している事業所と連携し、体制の維持を図る

■成果目標③

項目	目標	考え方
【目標(平成 32 年度末時点)】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1	原則、各市町に少なくとも1か所確保する (市町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保を目指す)
【目標(平成 32 年度末時点)】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1	原則、各市町に少なくとも1か所確保する (市町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保を目指す)

■成果目標④

項目	目標	考え方
【目標(平成 30 年度末時点)】 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	原則、各市町で設置する (市町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置を目指す)

第4章 障害福祉サービス等

第1節 サービス提供にあたっての重点的な取組

障害のある人が、いつまでも地域で安心して生活できるようにするために、障害福祉サービスの充実や障害のある児童を支援する体制の整備等に引き続き取り組むことが重要です。アンケート調査では、現在障害者支援施設や病院等で暮らす人の3割程度が地域での暮らしを希望しており、地域での生活において必要な支援として、住みやすい住居の確保や在宅での医療ケア、在宅サービスの充実が求められています。また、障害のある児童とその保護者を対象とした設問では、通所型の施設やサービスについて、療育や発達のための訓練や専門的な相談・指導を希望する割合が高くなっています。

こうしたアンケート調査結果を踏まえて支援体制の充実や障害福祉サービス等の提供体制の確保を図るため、以下のとおり重点的な取組を設定します。

(1) 地域における自立支援のための仕組みづくり

すべての障害のある人が、地域でその人らしく自立した生活を送ることができるよう、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりに努めていきます。

また、自立支援にあたっては、乳幼児期から成人期に至る様々なライフステージに応じて、障害のある人個々の状態やニーズ等に対応するとともに、その自己選択・自己決定の尊重に努めます。

施策名	施策の概要
障害福祉サービスの円滑な提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉に関する情報提供の充実 ● サービス提供体制の確保・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内サービス事業所への指導・助言 ・ 障害のある児童や保護者に対する支援制度・サービス提供の充実、保健・医療、福祉、教育分野における関係事業との連携・調整 ● 的確な支給決定と支援プログラムの作成
在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅生活や社会参加に対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの訪問系サービス(居宅介護など)、短期入所等 ・ 地域生活支援事業の移動支援、意思疎通支援、日中一時支援事業等 ● 共生型サービスの開設に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共生型サービス開設に向けた研究 ・ 市内事業者等へ共生型サービスに関する情報提供 ● 地域における医療・リハビリテーション体制の充実
生活の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● グループホーム等の整備促進 ● 障害のある人に配慮した住まいの拡充と居住支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の改修、建て替え時におけるバリアフリー化、優先入居の実施 ・ 住宅改修費の給付

施策名	施策の概要
<p>日中活動の場の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通所サービスの提供促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援等 ・ 地域生活支援事業の地域活動支援センター，生活支援事業等 ・ 障害児通所支援 ● 共生型サービスの開設に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共生型サービス開設に向けた研究 ・ 市内事業者等へ共生型サービスに関する情報提供

(2) 身近で利用しやすい相談支援体制の充実

障害のある人が地域で暮らす上で，年齢や障害種別等にかかわらず，身近に相談でき，適切な支援につながる体制づくりが求められます。

本市がこれまで培ってきた相談支援体制，地域におけるネットワークを最大限に活かし，障害のある人やその家族，支援者などが抱える様々な相談ニーズに応じて，迅速かつ確かな相談支援が行えるよう，障害者自立支援協議会を中心に相談支援体制の充実に引き続き努めます。

施策名	施策の概要
<p>相談支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止センター業務，ネットワークの構築 ・ 障害福祉サービスの計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援の提供体制の確保，円滑なサービス提供(サービス等利用計画の作成等) ● 各種相談支援事業の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援事業の障害者相談支援事業 ・ 身体・知的・精神3障害に対応した相談窓口の設置 ● 相談支援機関のネットワークの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援協議会の機能強化 ● 障害者ケアマネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者意向の確認，自立・就労に向けた能力・適性の把握 ・ 支援プログラムの作成と関係機関との調整 ● 権利擁護体制の整備，成年後見制度の普及・利用支援地域における受け入れ体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民理解の促進，地域福祉活動の推進等

(3) 地域で自立するための活動の場・働く場の確保

障害のある人が地域で生活を続けていくためには、障害特性や一人ひとりの意欲などに応じた活動の場、働く場が身近なところにあることが条件となります。

このため、一般企業などへの就職が困難な障害のある人を対象とする就労の場の確保や、サービス事業所等の安定運営を支援するとともに、特別支援学校等から地域の企業・事業所への一般雇用のより一層の促進、雇用後の安定就労を図るため、市内における就労支援体制の充実に努めます。

施策名	施策の概要
就労支援のための体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者雇用・就労支援ネットワークの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援協議会の開催 ・ 福祉施設や関係機関との連携強化 ● 障害者就労支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センター事業との連携 ・ 雇用・就労に関する相談支援、情報提供体制の充実
一般雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間企業・事業者等に対する啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の雇用と働きやすい職場づくりへの理解促進 ● 職業能力向上、一般就労に向けた支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の拡大 ・ 障害者トライアル雇用制度の周知・活用
工賃向上に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労関係施設の受注機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者優先調達推進法に基づく市における発注機会の拡大 ・ 民間企業・事業所等への業務委託・発注への協力要請



(4) 障害のある児童への切れ目のない支援と周囲の理解促進

障害のある児童とその家族が、障害特性や障害の状況等に応じた教育や支援を受けることができるよう、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築が重要です。

障害や疾病の早期発見・早期対応を可能とするため、各種事業や関係機関との連携を行うほか、発達障害等の専門家による保育所等への巡回支援、教員への研修や加配により障害のある児童の受け入れ体制を整備します。また、障害児通所支援等のサービスの充実を図ります。

施策名	施策の概要
<p>乳幼児期の 保育・教育の 充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害・疾病の早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査, 子どもの相談の機会の活用 ・ 専門機関の受診が必要と判断した児童の保護者への受診勧奨 ● 受け入れ体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加配保育士の配置, 発達障害等の専門家による保育所等の巡回支援事業 ・ 「竹原市特別支援教育相談委員会」における就学に関する審議
<p>学齢期の教育 と放課後対策 の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある児童への教育体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員に対する特別支援教育に関する研修の実施 ● 放課後支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブへの加配指導員の配置 ・ 発達障害等の専門家による放課後児童クラブの巡回支援事業
<p>障害児通所支 援等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児通所支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童通所支援や放課後等デイサービス等の充実 ・ サービス提供体制の確保



第2節 障害福祉サービス等の内容とサービス量の見込み

平成30年度から平成32年度までの3年間における、障害福祉サービス等のサービス量を見込みます。見込量は、本市の推計人口やサービスごとの利用実績、今後の利用ニーズ、サービス提供事業所の整備意向等を踏まえ設定しています。

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	障害のある人の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障害のある人で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
居宅介護	時間/月	505	505	505
	人/月	34	34	34
重度訪問介護	時間/月	890	890	890
	人/月	2	2	2
同行援護	時間/月	4	4	4
	人/月	1	1	1
行動援護	時間/月	11	11	11
	人/月	3	3	3
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
訪問系サービス計	時間/月	1,410	1,410	1,410
	人/月	40	40	40

第4章 障害福祉サービス等

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	昼間、常時介護が必要な障害のある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援【新規】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害のある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
生活介護	人日/月	1,458	1,438	1,438
	人/月	73	72	72
自立訓練(機能訓練)	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	19	19	19
	人/月	1	1	1
就労移行支援	人日/月	211	211	211
	人/月	12	12	12
就労継続支援(A型)	人日/月	284	284	284
	人/月	14	14	14
就労継続支援(B型)	人日/月	1,915	1,915	1,915
	人/月	99	99	99
就労定着支援	人/月	1	1	2
療養介護	人/月	13	13	13
短期入所(福祉型)	人日/月	114	114	114
	人/月	21	21	21
短期入所(医療型)	人日/月	8	8	8
	人/月	2	2	2

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助【新規】	施設やグループホームを利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	障害のある人が、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助及び食事や入浴、排せつの介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
自立生活援助	人/月	0	0	1
共同生活援助	人/月	36	36	36
	総定員数	67	67	67
施設入所支援	人/月	56	55	55

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人や一人暮らしへと移行した障害のある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談対応などの必要な支援を行います。

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
計画相談支援	人/月	41	41	41
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	2	2	2

第4章 障害福祉サービス等

(5) 障害のある児童を対象としたサービス

① 障害児通所支援等

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度心身障害児などの重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対して、児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童を対象に、給付決定又は給付決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
児童発達支援	人日/月	111	119	128
	人/月	26	28	30
医療型児童発達支援	人日/月	22	22	22
	人/月	2	2	2
放課後等デイサービス	人日/月	210	222	233
	人/月	36	38	40
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	9	9	9
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネータ配置数	人	0	0	1

② 子ども・子育て支援等の利用ニーズと提供目標

障害のある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、障害のある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所等における障害のある児童の受け入れの体制整備に努めます。

■障害のある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズと提供目標

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込み量(人)	定量的な目標(見込み)(人)		
		H30	H31	H32
保育所	4	4	4	4
認定こども園	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業	24	24	24	24

第3節 地域生活支援事業の内容とサービス量の見込み

(1) サービス提供にあたっての考え方

地域生活支援事業は、各種の障害福祉サービスや支援事業とともに、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に応じて、市町村等が必要と思われる事業を選び、実施することができますが、障害者総合支援法では、以下のとおり必須事業を定めています。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ①理解促進研修・啓発事業 | ⑥意思疎通支援事業 |
| ②自発的活動支援事業 | ⑦日常生活用具給付等事業 |
| ③相談支援事業 | ⑧手話奉仕員養成研修事業 |
| ④成年後見制度利用支援事業 | ⑨移動支援事業 |
| ⑤成年後見制度法人後見支援事業 | ⑩地域活動支援センター機能強化事業 |

平成 29 年 4 月 1 日現在

地域生活支援事業は、上記の必須事業のほかにも、市町村の判断により障害のある人の地域における自立した生活や社会参加の支援に向けた事業の実施が認められています。

本市においては、市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

(2) 事業の内容とサービス量の見込み

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、社会活動、ボランティア活動など)を支援します。
相談支援事業	障害のある人等に対応した一般的な相談支援を行います。地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害によって、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳等の方法により、障害のある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外での移動が困難な障害のある人のために、外出のための支援を行います。一人で外出することが困難な障害のある人の余暇活動等、社会参加のための移動を支援します。
地域活動支援センター事業	障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域生活支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行います。

※必須事業について掲載

① 理解促進研修・啓発事業

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
障害者相談支援事業	実施か所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
成年後見制度利用支援 事業	実利用人数 (人/年)	2	2	2

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	無	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	実利用件数 (件/月)	2	2	2
手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無

⑦ 日常生活用具給付等事業

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	2	2	2
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	4	4	4
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	3	3	3

第4章 障害福祉サービス等

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	850	850	850
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件/年)	3	3	3

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
手話奉仕員養成研修事業	実修了者数 (人/年)	3	3	3

⑨ 移動支援事業

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
移動支援事業	実利用者数 (人/月)	16	16	16
	延利用時間数 (時間/月)	150	150	150

⑩ 地域活動支援センター事業

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
地域活動支援センター (市内)	か所数	2	2	2
	利用者数 (人/月)	80	80	80
地域活動支援センター (市外)	か所数	1	1	1
	利用者数 (人/月)	1	1	1

⑪ その他の任意事業

サービス名	単位	見込量		
		H30	H31	H32
福祉ホーム事業	か所数※	0	0	0
	利用者数 (人/月)	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数 (人/月)	22	22	22
	延利用日数 (日/月)	130	130	130

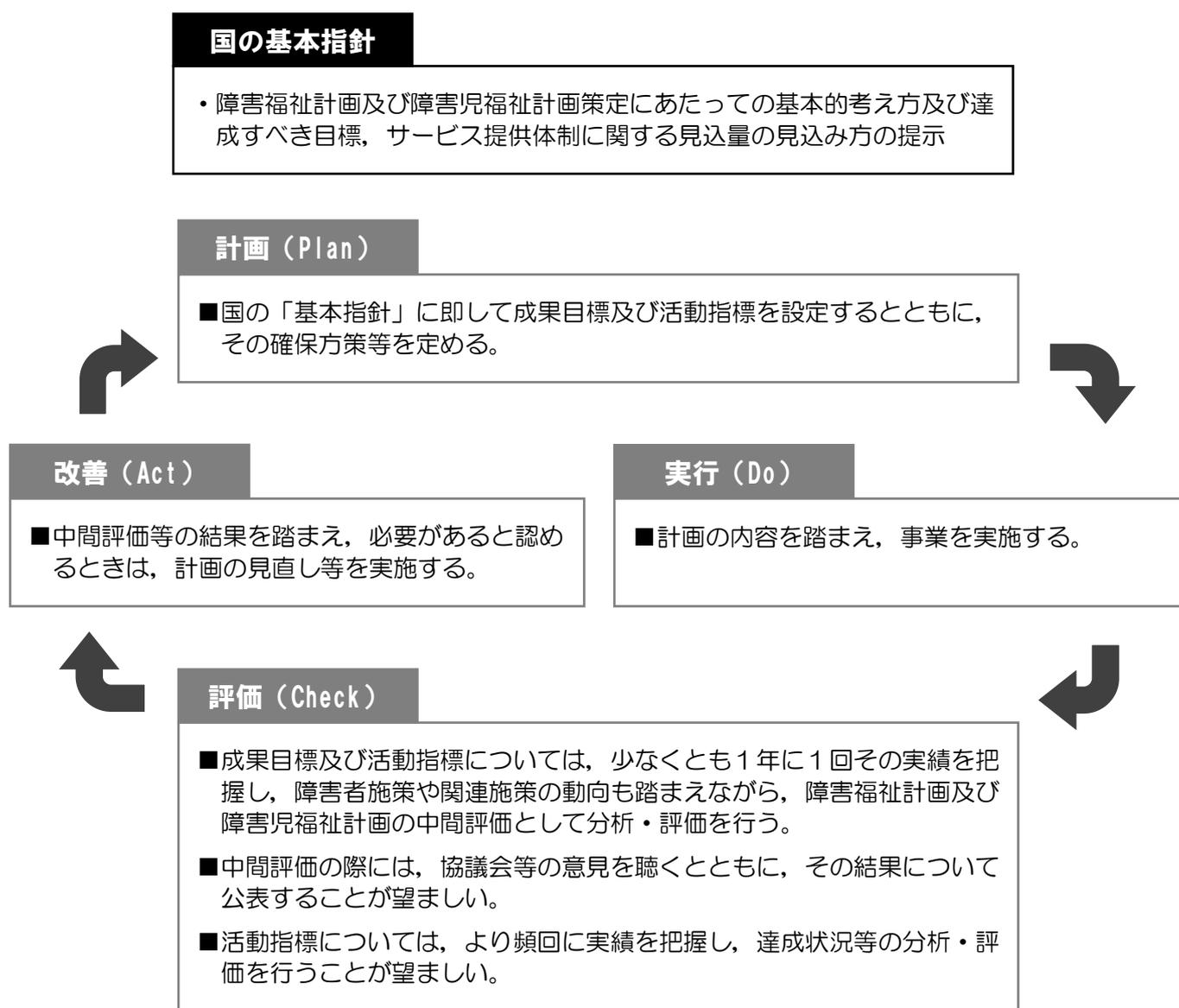
※竹原市では福祉ホームは運営しておらず、他市町が運営している福祉ホームへの入居者を見込んでいます。

第5章 計画の推進体制

第1節 PDCAサイクルの推進

成果目標及び活動指標（障害福祉サービス等の見込み量）については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



第2節 当事者参画の推進

障害者施策をはじめ、各分野の政策・方針を検討する際には、障害のある人の視点からより暮らしやすいまちづくりを進めていくため、各種審議会や委員会などへの障害のある人の積極的な参画を図り、障害のある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを進めます。

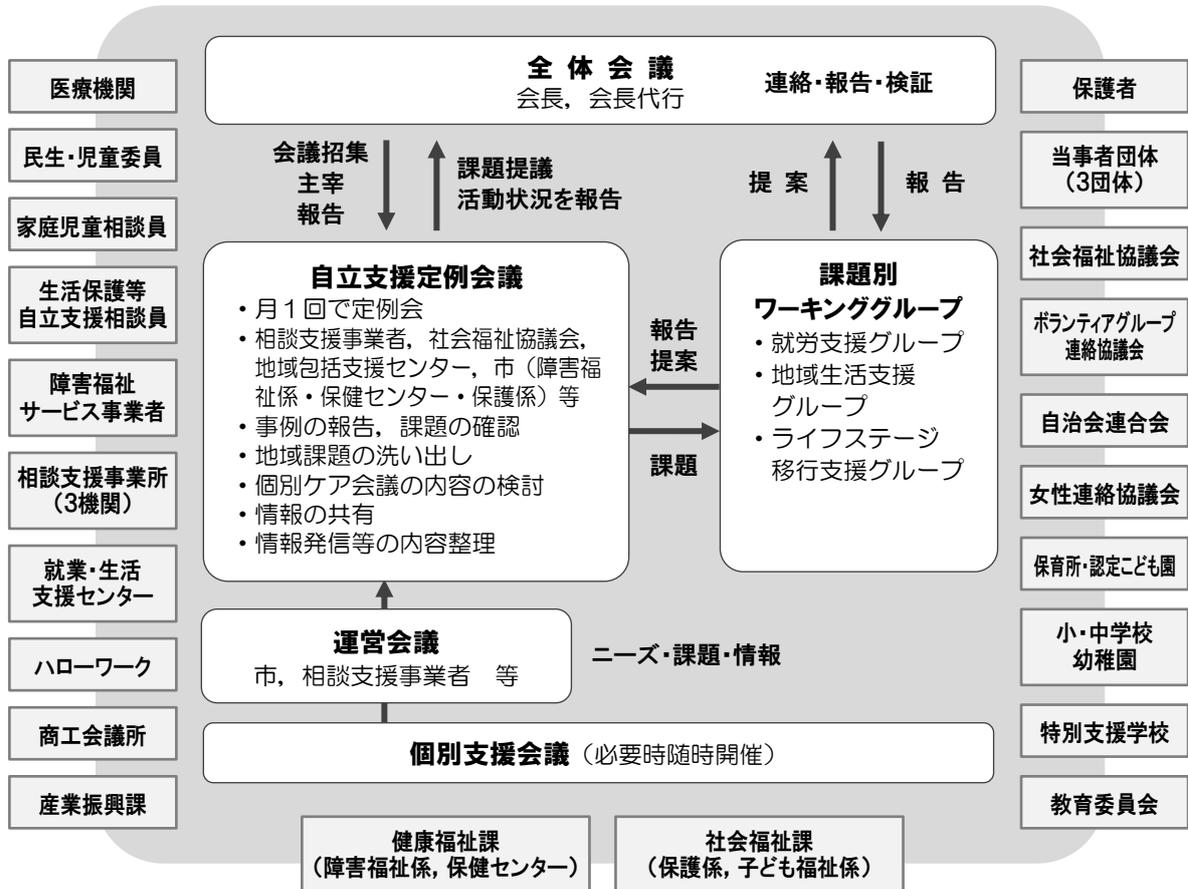
第3節 計画の普及・啓発

必要とする障害福祉サービスをだれもが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

第4節 計画の進行管理と評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、計画の進捗状況について、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「竹原市障害者自立支援協議会」に報告を行い、意見等を求め、必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。また、計画の効果的な評価方法についても検討を進めていきます。

■竹原市障害者自立支援協議会の構成



資料編

策定の経過

日 時	内 容
平成 29 年 7 月	アンケート調査の実施（回答期限：7月31日） 庁内関係各課ヒアリング調査の実施
8 月	サービス提供事業所及び団体調査（回答期限：8月14日）
9 月 28 日	平成 29 年度第 1 回竹原市障害者自立支援協議会 ・計画の策定方針 ・アンケート調査及び事業所、団体調査結果の報告
12 月 14 日	平成 29 年度第 2 回竹原市障害者自立支援協議会 ・竹原市第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画（素案） について
12 月 27 日 ） 平成 30 年 1 月 25 日	パブリックコメントの実施
3 月 8 日	平成 29 年度第 3 回竹原市障害者自立支援協議会 ・パブリックコメント実施結果の報告 ・竹原市第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画（案） の最終確認
3 月 末日	竹原市第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の策定

竹原市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 竹原市における身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者（以下「障害者」という。）の総合的な自立支援の方策について幅広く検討を行うなど、障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として竹原市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 竹原市障害者計画・障害福祉計画に関すること。
- (5) その他障害者の地域生活移行を推進するために必要な事項に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、地域における障害を理由とする差別を解消するために必要な事項を取り扱う。

(構成)

第3条 協議会は、23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体、法人及び行政機関等から市長が委嘱又は任命した者により構成する。

- (1) 当事者団体
- (2) 事業者
- (3) 医療機関
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 相談支援事業者
- (6) ボランティア団体
- (7) 公共的団体
- (8) 就労・雇用関係代表
- (9) 民生・児童委員代表
- (10) 教育関係代表
- (11) 市

3 協議会に会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議運営)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、次に掲げる会議を必要に応じて開催するものとする。

- (1) 全体会議
- (2) 障害者地域自立支援定例会議

3 会長は、必要と認めるときは、会議において第3条第2項に規定する委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉課障害福祉係が処理する。

2 障害者地域自立支援定例会議の庶務の全部又は一部は、竹原市障害者相談支援事業実施要綱第2条に規定する受託者において処理する。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会は、課題に対する専門的な調査及び検討を行うためワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの種類及び構成員は、協議会において定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

2 委員は、協議会において知り得た個人情報等に関することを、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行後最初に任命又は委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 この告示の施行後最初に招集すべき協議会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

竹原市障害者自立支援協議会委員名簿

(H28.4.1～H30.3.31 まで任期)

H29.9.1 現在

選出区分	所 属	委員
当事者団体代表	竹原市身体障害者福祉協会	向 井 由 美
	竹水会	竹 田 博
	竹原市手をつなぐ育成会	高 下 美智江
事業者代表	社会福祉法人 中国新聞社会事業団 中国芸南学園	藤 元 康 之
医療機関代表	竹原地区医師会	井 口 哲 彦
社会福祉事業関係代表	社会福祉法人 竹原市社会福祉協議会	竹 田 勝 也
相談支援事業者	竹原地域障害者生活支援センター聖恵	赤 谷 朋 紀
	地域支援センター まいらいふ	寺 本 誠 子
	精神障害者地域生活支援センター 365	石 原 裕 子
ボランティア代表	竹原市ボランティアグループ連絡協議会	桜 井 睦 江
公共的団体の代表者	竹原市自治会連合会	伊 藤 武二郎
	竹原市女性連絡協議会	荒 川 幸 子
就労・雇用関係代表	広島西条公共職業安定所竹原出張所	堀 江 裕 枝
	竹原商工会議所	柿 本 弥 生
	広島中央障害者就業・生活支援センター	橋 本 勝 行
民生・児童委員代表	竹原市民生委員児童委員協議会	角 本 松 樹
教育関係代表	三原特別支援学校	田 村 沙 織
市	社会福祉課	西 口 広 崇
	学校教育課	九十九 邦 守
	健康福祉課（事務局）	塚 原 一 俊

竹原市第5期障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画

策 定：平成30年3月

編集・発行：広島県竹原市 福祉部 健康福祉課

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号

TEL：(0846) 22-7743

FAX：(0846) 23-0140



「かくやパンダ」は竹原市の「障害のある人の相談窓口」を周知するためのマスコットキャラクターとして、平成 19 年に誕生しました。右手には商売繁盛の縁起物である笹、左手には人々を応援するための扇子。まわりの人を幸せにする力をもった、元気なキャラクターです。

